

(審議) 農業用排水施設に設置する水力発電設備に係る規制見直しについて

平成26年12月22日  
商務流通保安グループ  
電力安全課

1. 規制改革要望の概要

- 電気事業法では、水力発電設備のうち、①ダムを有するもの又は最大使用水量が $1\text{ m}^3/\text{s}$ 以上のもの、もしくは、②出力が20kW以上のものについては、事業用電気工作物として、保安規程の届出（法第42条第1項）や主任技術者（電気主任技術者及びダム水路主任技術者）の選任（法第43条第1項）、工事計画の届出（法第48条第1項。一定規模以上の設備のみ。）等の義務を課している。
- このうち、小型のもので土木的観点の危険性が低いものや他法令により適切に管理されているものについては、ダム水路主任技術者の選任と工事計画の届出（以下「ダム水路主任技術者の選任等」という。）を不要としている（平成24年経済産業省告示第100号（以下「小型告示」という。）。）。
- この告示により、土地改良法に基づく土地改良事業に係る農業用排水施設（ダムその他のえん堤を除く。以下同じ。）については、当該土地改良事業の施行者が水力発電設備を設置する場合は、ダム水路主任技術者の選任等は不要としている。<sup>(\*)</sup>
  - <sup>(\*)</sup> 平成25年の規制改革実施計画を受け、平成25年12月に電力安全小委員会で審議を行い、平成26年3月に小型告示改正で措置。
- 同制度について、産業競争力強化法等に基づき、以下の要望がなされているところ。
  - (1) 土地改良事業の施行者以外の事業者が設置者であっても、小型告示の対象として、ダム水路主任技術者の選任等を不要とできないか。
  - (2) 他法令で土木的観点の管理がなされている設備のうち設備容量が小さいものについては、電気主任技術者の選任と保安規程の届出についても不要とできないか（＝一般用電気工作物として取り扱えないか）。

2. 対応方針

## 【上記(1)について】

- 平成26年3月の小型告示見直しの際は、土地改良事業を施行する者が農業用排水施設に水力発電設備を設置する場合は、土地改良法に基づく適切な維持管理が担保されることから、ダム水路主任技術者の選任等を不要としても差し支えないこととする一方、土地改良事業の施行者以外の者（以下「他事業者」という。）が水力発電設備を設置する場合は、土地改良事業の施行者が管理する場合と同等の水準が担保出来るか、引き続き検討することとしたところ。
- 今回、他事業者が農業用排水施設に水力発電設備を設置する場合の安全性の確保について、土地改良法を所管する農林水産省担当部署と協議のうえ、あらためて検討を行

った結果、

- ・ 土地改良法に基づく土地改良事業に係る農業用排水施設に電気工作物等を設置する場合には、土地改良法に基づき管理を行う者等の承認が必要である
- ・ 同法に基づく土地改良事業に係る農業用排水施設に設置される電気工作物等については、土地改良事業の施行者が法律に基づき策定する土地改良事業計画に位置づけられる必要がある

ことから、他事業者が水力発電設備を設置する場合であっても、土地改良事業の施行者の下で、責任を持って管理されることが担保されると判断された。

- そのため、他事業者が小規模水力発電設備を設置する場合であっても、土地改良事業の施行者が小規模水力発電設備を設置する場合と同様に水路の管理は担保されるため、ダム水路主任技術者の選任等は不要として差し支えないと考えられる。

#### 【上記（２）について】

- 水力発電設備については、①ダムを有さず最大使用水量が $1\text{ m}^3/\text{s}$ 未満のもの（土木的観点から危険でないもの）、かつ、②出力が $20\text{ kW}$ 未満のもの（電氣的観点から危険でないもの）を一般用電気工作物としている。
- 前述の小型告示においては、他法令で土木的観点の管理がなされている設備（ダムを有さないものに限る）については、使用水量に係わらず土木的観点の危険性が低いものとしてダム水路主任技術者の選任を不要とすることを認めているところ。したがって、このうち出力が $20\text{ kW}$ 未満の設備であれば電氣的観点の危険性も低いことから、一般用電気工作物と同様の扱いをしても差し支えないと考えられる。

#### 3. スケジュール（予定）

- 平成26年12月22日 電力安全小委員会
- 平成27年2月以降 パブリックコメント
- 平成27年3月以降 改正

以上

参考：参照条文

○電気事業法(昭和39年法律第170号) (抄)

第三十八条 この法律において「一般用電気工作物」とは、次に掲げる電気工作物をいう。

ただし、小出力発電設備以外の発電用の電気工作物と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。以下同じ。）に設置するもの又は爆発性若しくは引火性の物が存在するため電気工作物による事故が発生するおそれが多い場所であつて、経済産業省令で定めるものに設置するものを除く。

一 他の者から経済産業省令で定める電圧以下の電圧で受電し、その受電の場所と同一の構内においてその受電に係る電気を使用するための電気工作物（これと同一の構内に、かつ、電氣的に接続して設置する小出力発電設備を含む。）であつて、その受電のための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないもの

二 構内に設置する小出力発電設備（これと同一の構内に、かつ、電氣的に接続して設置する電気を使用するための電気工作物を含む。）であつて、その発電に係る電気を前号の経済産業省令で定める電圧以下の電圧で他の者がその構内において受電するための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないもの

三 前二号に掲げるものに準ずるものとして経済産業省令で定めるもの

2 前項において「小出力発電設備」とは、経済産業省令で定める電圧以下の電気の発電用の電気工作物であつて、経済産業省令で定めるものをいうものとする。

3 この法律において「事業用電気工作物」とは、一般用電気工作物以外の電気工作物をいう。

○電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）(抄)

（一般用電気工作物の範囲）

第四十八条

4 法第三十八条第二項の経済産業省令で定める発電用の電気工作物は、次のとおりとする。ただし、次の各号に定める設備であつて、同一の構内に設置する次の各号に定める他の設備と電氣的に接続され、それらの設備の出力の合計が五十キロワット以上となるものを除く。

三 水力発電設備であつて出力二十キロワット未満及び最大使用水量毎秒一立法メートル未満のもの（ダムを伴うものを除く。）

電気事業法(昭和39年法律第170号)

（保安規程）

第四十二条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、主務省令で定めるところにより、保安を一体的に確保することが必要な事業用電気工作物の組織ごとに保安規程を定め、当該組織における事業用電気工作物の使用（第五十一条第一項の自主検査又は第五十二条第一項の事業者検査を伴うものにあつては、その工事）の開始前に、主務大臣に届け出なければならない。

（主任技術者）

第四十三条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用

に関する保安の監督をさせるため、主務省令で定めるところにより、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。

○電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）（抄）  
（主任技術者の選任等）

第五十二条 法第四十三条第一項の規定による主任技術者の選任は、次の表の上欄に掲げる事業場又は設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる者のうちから行うものとする。

一 水力発電所（小型のもの又は特定の施設内に設置されるものであって別に告示するものを除く。）の設置の工事のための事業場	第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者及び第一種ダム水路主任技術者免状又は第二種ダム水路主任技術者免状の交付を受けている者
(略)	(略)
四 水力発電所（小型のもの又は特定の施設内に設置されるものであって別に告示するものを除く。）であつて、高さ十五メートル以上のダム若しくは圧力三百九十二キロパスカル以上の導水路、サージタンク若しくは放水路を有するもの又は高さ十五メートル以上のダムの設置の工事を行うもの	第一種ダム水路主任技術者免状又は第二種ダム水路主任技術者免状の交付を受けている者
(略)	(略)
六 発電所、変電所、需要設備又は送電線路若しくは配電線路を管理する事業場を直接統括する事業場	第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者、その直接統括する発電所のうち四の水力発電所以外の水力発電所（小型のもの又は特定の施設内に設置されるものであって別に告示するものを除く。）がある場合は、第一種ダム水路主任技術者免状又は第二種ダム水路主任技術者免状の交付を受けている者及び (略)

○電気事業法（昭和39年法律第170号）（抄）

第四十八条 事業用電気工作物の設置又は変更の工事（前条第一項の主務省令で定めるものを除く。）であつて、主務省令で定めるものをしようとする者は、その工事の計画を主務大臣に届け出なければならない。その工事の計画の変更（主務省令で定める軽微なものを除く。）をしようとするときも、同様とする。

2～5(略)

○電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）（抄）

（工事計画の事前届出）

第六十五条 法第四十八条第一項の主務省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であって、別表第二の上欄に掲げる工事の種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げるもの（事業用電気工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするものを除く。）

二 （略）

別表第二

別表第二（第六十二条、第六十五条関係）

工事の種類		認可を要するもの	事前届出を要するもの
発電所	一 設置の工事	1 発電所の設置であって、次に掲げるもの以外のもの （1）水力発電所の設置 （略）	1 発電所の設置であって、次に掲げるもの （1）水力発電所（ <u>小型のもの又は特定の施設内に設置されるものであって別に告示するものを除く。</u> ）の設置

○平成24年経済産業省告示第100号（抄）

第一条 電気事業法施行規則第五十二条第一項の表第一号、第四号及び第七号並びに別表第二の発電所の項中一の下欄の事前届出を要するもの欄中1の（1）の小型のもの又は特定の施設内に設置されるものである水力発電所は、次の第一号から第三号までに掲げる要件のいずれにも該当する水力設備又は第四号に掲げる要件に該当する水力設備により構成されるものとする。

一 ダムを伴わないもの

二 発電機と接続して得られる電気の出力が二百キロワット未満のもの

三 最大使用水量が毎秒一立方メートル未満のもの

四 次のいずれかに該当するもの（第一号から第三号までに掲げる要件のいずれにも該当するものを除く。）

イ 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業に係る農業用排水施設（ダムその他のえん堤を除く。）に設置されるもの（当該土地改良事業を施行する者が設置するものに限る。）

ロ～ニ （略）